

# 神戸市環境保全審議会規則

〔平成9年7月30日〕  
規則第28号

## （趣旨）

第1条 この規則は、神戸市民の環境をまもる条例（平成6年3月条例第52号）第53条第4項の規定に基づき、神戸市環境保全審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （組織）

第2条 審議会は、40人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要があると認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に規定する委員のほか、市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 臨時委員は、当該事項が議題として審議されるときに限り会議に出席する。

## （任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項又は専門の事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

## （会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(施行細目の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に神戸市環境保全審議会規則（昭和47年8月<sup>市</sup>規則<sup>規則</sup>教育委員会<sup>教育委員会</sup>第2号）の規定に基づき市長により委員に委嘱され、又は任命されている者は、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命された者とみなす。

3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、1年3月27日とする。

(平成22年11月25日に審議会の委員である者の任期に関する特例)

4 平成22年11月25日に審議会の委員である者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年11月11日神戸市規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。